

ガス事業法に係る法令遵守の徹底について（厳重注意）

<概要>

徳島県内において、ガス事業法に基づきガス小売事業者が供給需要家に対し4年に1回以上の実施を義務付けられている保安調査・検査（以下「保安調査等」という。）について、不適切事案（全ての業務が完了していないにも関わらず完了としていた）を確認しましたので、当該事業者に対して厳重注意を行いました。

行政指導

理由：ガス事業法施行規則第200条等の規定に違反

内容：①保安調査等の未完了需要家に対し、早急に保安調査等を実施・完了するとともに、その結果を報告すること
②関係事業者を含めた再発防止策に取り組み、実施結果を報告すること

お問い合わせ先

中国四国産業保安監督部四国支部 保安課長 本田
電話：087-811-8589（直通）